

保護者の皆様

東京都立世田谷泉高等学校長

森田 常次（公印省略）

令和 7 年度定時制課程補助金の申請について

東京都では、働きながら学ぶ生徒の修学奨励及び経済的負担の軽減を図るため、以下のとおり経費の一部を補助する制度があります。

申請書類は本校経営企画室およびホームページにて配布していますので、経営企画室まで取りに来るか、ホームページからダウンロードしてください。

	種類	補助の対象	補助金額	備考等
①	教科用図書補助金	指定教科書	実費相当	参考書は対象外
②	修学旅行補助金（3 年次）	修学旅行に要する経費	上限 5,000 円	
③	修学指導事業補助金 （1 年次の遠足）	交通費・入場料等	上限 5,000 円	食費は対象外

記

1 補助対象者

① 教科用図書補助金

- （1）正規雇用又は自営業の職（以下「定職」という）に就いている方
- （2）パート、アルバイト等に就いている方（定職の定義に当てはまらない就労形態の職）

※**令和 7 年 4 月 1 日**から通算して **90 日以上勤務**した時点で対象となります。

途中で勤務先を変えた場合でも、合計して 90 日以上であれば対象となります。

- （3）疾病等により職に就くことができない方
- （4）心身に障害がある方
- （5）り災により経済的に就学が困難である方
- （6）職に就く意思はあるが、職がなく求職活動を行った方
- （7）その他、やむを得ない理由（家族の看病等）がある方

② 修学旅行補助金 ③ 修学指導事業参加費補助金

上記（1）～（7）のいずれかに該当し、かつ生活保護受給世帯又は生活保護受給世帯と同程度及び準ずる世帯の方

裏面につづく

2 必要書類

	書類の名前	備考	
I	各種補助金申請書	全員提出	
II	各種補助金証明書	1－(1)～(2)	勤務先で証明を受けてください。2か所以上でアルバイト等をし、1か所だけでは90日を超えない場合には勤め先ごとに証明書が必要です。※1
		1－(3)～(7)	記入のみ。
III	支払金口座振替依頼書	全員提出。補助金の振込先を指定する書類です。ネット銀行は指定できません。各補助金の申請につき1枚ずつが必要です。	
IV	その他の必要書類	1－(3)	診断書、障害者手帳の写し等
		1－(4)	診断書、障害者手帳の写し等
		1－(5)	り災証明書の写し等
		1－(6)	雇用保険受給資格者証の写し、ハローワークカード（3枚以上）※2
		1－(7)	家族の診断書の写し等
V	教科用図書申請内訳表・購入時の領収書	①教科用図書補助金を申請する方のみ。紛失した場合は担任に購入時の一覧表を貰ってきてください。	
VI	生活保護受給証明書（写）等	②修学旅行補助金・③修学指導事業参加費補助金の申請時には収入の証明等が必要です。詳細は担当者までお問い合わせ下さい。	

※1：就業期間が重複している場合は、「何月何日に勤務したかわかる書類」（会社発行のシフト表等）を添付してください。同じ日に2か所で働いていても「1日」とカウントします。

※2：状況によって用意する書類が変わりますので、窓口でご相談ください。

3 提出期限

令和8年1月31日（金）

※締切日以降に条件を満たす見込の場合（勤務日数が90日以上になる見込等）には、**事前に経営企画室へ相談し**、書類を準備・提出してください。事前に相談がない場合は、**締切以降の申請を受け付けることが出来ません**。

※上記期限にかかわらず、条件を満たし次第早期に申請していただくことで、支給時期も早期になります。

担当

東京都立世田谷泉高等学校

経営企画室 小川

電話 03-3300-6131